

文京区立中学校 特別支援教室「アドバンスルーム」

文京区立小学校においては平成29年度から特別支援教室「学びの教室」(以下「学びの教室」)を設置しております。現在は、巡回指導教員が拠点校8校(青柳小(令和4年度までは関口台町小)、小日向台町小、金富小、根津小、千駄木小、昭和、駒本小、本郷小)から各校の「学びの教室」を巡回して指導しております。

また、中学校においても、文林中学校、本郷台中学校、音羽中学校を巡回指導の拠点校として、すべての中学校に特別支援教室「アドバンスルーム」を設置し運営しております

特別支援教室は、発達障害教育を担当する教員が各校の特別支援教室を巡回して指導することにより、今まで通級指導学級で行ってきた特別な指導(障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する指導)を生徒が在籍校で受けられるようにするものです。

特別支援教室で巡回指導教員が、在籍校の教職員と連携して、直接在籍学級での生徒の様子を把握し、必要な支援を開始できるように配慮していきます。また、特別支援教室についての理解を深めることで、生徒一人一人が自信をもって学校生活を送れるように、この仕組みを充実させてまいります。

文京区の特別支援教室

全ての区立中学校に特別支援教室を設置し、教員が巡回して指導する。



特別支援教育を推進するためには、教職員・保護者・全ての生徒の理解が重要です。

発達障害のある生徒一人一人の、生活上や学習上の困難さを改善するためには、特別支援教室での特別な指導だけでなく、在籍学級や家庭と連携した継続的な指導が重要です。また、小学校在学時に特別支援教室の説明を受けている生徒であっても、中学校での特別支援教室の概要について、中学生の発達に応じた説明を改めて行います。当該生徒の状況の変化や中学校卒業後を見据えた取組の必要性など、新たな課題にも対応した指導内容・方法・時数等を検討することが大切であることなど丁寧に説明を行います。

さらに、教職員は巡回指導教員や臨床発達心理士、特別支援教室専門員等と連携し、発達障害の理解を踏まえ指導を行っていきます。

中学校特別支援教室について

Q 1 特別支援教室を希望する場合は、どのように相談すればよいですか。

A 1

対象生徒の保護者が、特別支援教室を希望した場合は、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会で協議します。協議する際には、担任及び巡回指導教員等関係する教員、臨床発達心理士やSC等が、行動観察や家庭からの資料、発達検査等の結果を基に、指導・支援の方針や内容を検討します。その上で、特別支援教室の入室を判定します。校内委員会の結果を教育委員会に申請し、特別支援教育相談委員会で審議し、教育委員会が特別支援教室入室を決定します。

Q 2

**拠点校はどの中学校ですか。
また、巡回指導教員は、週何日、巡回指導に来ますか。**

A 2

巡回指導の拠点校は、**文林中学校、本郷台中学校、音羽中学校**です。
また、巡回する日数は指導する生徒数や時間数等に応じて、学校及び教育委員会が決定しますが、在籍学級の授業に替えて、週一回程度、生徒一人一人の課題に合わせた時間数を巡回指導として受けることができます。

Q 3

どのような生徒が対象になりますか。

A 3

通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害（自閉症、情緒障害、注意欠陥多動性障害、学習障害）のある生徒を対象にしています。

Q 4

特別支援教室になると指導内容が変わりますか。

A 4

学習面や生活面で困っていることを軽減・改善していきます。
一人一人にあった方法で自信を付けながら、社会性の適応力を育てていきます。
※同時に在籍学級の担任等との連携で、学習や生活の環境を調整します。
※なお、単に学習の遅れを取り戻すための指導を行うものではありません。

Q 5

小学校で指導を受けていましたが、中学校でもそのまま継続して指導を受けることができますか。

A 5

小学校の指導の経過から、中学校入学当初から特別支援教室での指導を開始する場合は、**必ず就学相談を行う必要があります。巡回指導教員や担任に相談し、教育委員会にご相談ください。就学相談を受けず、入学当初から継続した指導を受けることはできません。**

小学校における指導の経過や評価、児童の行動観察等を基に**就学相談を行い、中学校での特別支援教室の利用の適否を決定します。**

【問い合わせ】

- 「アドバンスルーム」での指導について → 文京区教育委員会 教育指導課 03-5803-1300
- 「アドバンスルーム」への入室等について → 各学校